

2019年11月1日

生徒各位

オーイーエスインターナショナル株式会社

代表取締役 小澤朝子

在留資格に関するご注意

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当社の教育プログラム及びこれに付随するサポートサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今回は、在留資格に関して、注意喚起のために本文書をお送りします。

最近、当社の元生徒の方で、在留資格の資格外活動を行うことができないにも拘わらず、これを行ってしまったことにより、入管庁(出入国在留管理庁)より調査を受けたという情報を得ました。

生徒の皆様は、あくまで在留資格の範囲内で活動できるのであり、資格外活動を行ってしまうと、在留資格の取消しや資格外活動罪の対象となってしまうので、くれぐれもこれを行わないようご注意ください。

例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表第一の二)の場合は、「技術若しくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」として、就労が認められるのであり、これに当てはまらない活動は、資格外活動に該当してしまいます。

生徒の皆様は、サポート期間内であれば、当社の教育プログラムやサポートサービスを受けることができますので、疑問点などがある方は、当社までご連絡ください。宜しく願いいたします。

敬具